

地方独立行政法人山口県産業技術センター自動販売機設置事業者公募説明書

平成27年1月26日に公告した地方独立行政法人山口県産業技術センターに設置する自動販売機設置事業者の公募に係る選考については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 公募概要

- (1) 設置自動販売機の種類
飲料用自動販売機
- (2) 設置場所及び設置台数等

物件番号	所在地	設置場所	自動販売機設置場所の寸法		容器回収ボックス設置場所の寸法		備考
			幅	奥行	幅	奥行	
1	宇部市あすとぴあ4-1-1	共用棟1階 自販機コーナー(前側)	1.15m 以内	0.85m 以内	0.70m 以内	0.50m 以内	
2	宇部市あすとぴあ4-1-1	共用棟1階 自販機コーナー(奥側)	〃	〃	〃	〃	
3	宇部市あすとぴあ4-2-15	新事業創造支援センター1階 自販機コーナー	1.20m 以内	1.00m 以内	0.60m 以内	1.00m 以内	

- ※ 自動販売機設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。
- ※ 設置予定事業者の決定は、物件番号の若い順で行う。なお、「物件番号1」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号2及び3」の設置予定事業者にはなれない。また、「物件番号2」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号3」の設置予定事業者にはなれない。ただし、各物件の応募者が既に設置予定事業者に決定した者のみの場合はこの限りでない。
- ※ 自動販売機の搬入、また、機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、それらに支障がないか事前に設置場所の確認を行うこと。

- (3) 設置期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

ただし、設置期間の満了前であっても、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）がセンター施設の用途又は目的のため必要が生じた場合は、設置許可を取り消し、原状回復させることがある。

なお、設置事業者は正当な理由がない限り、設置期間中は自動販売機を撤去することができない。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規定（平成21年4月1日地方独立行政法人山口県産業技術センター規定第19号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規定第3条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県内に本店、支店、営業所又はそれらと同等機能の事務所を有する者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- (5) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。
- (6) 県税及び国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）を完納していること。

3 公募に関する事務を担当する事務所の名称等

地方独立行政法人山口県産業技術センター 経営管理部 総務・人事グループ
〒755-0195 宇部市あすとぴあ四丁目1番1号
電話 (0836) 53-5050
FAX (0836) 53-5070

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第2条の規定による一般競争入札に準じて実施する。

この公募に参加を希望する者は、次の必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類等に関して、センターから説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

		法 人	個 人
①	応募申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	—	○
③	売上手数料率見積書（様式第3号） ※1	○	○
④	販売品目一覧表（様式第4号） ※2	○	○
⑤	自動販売機のカatalog ※2	○	○
⑥	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	○	—
⑦	納税証明書 ※3	○	○
⑧	直前1年間の決算書類 ※4	○	○
⑨	県内の営業所等の一覧表（任意様式）	○	○
⑩	委任状（様式第7号）	△	△

※1 ③売上手数料率見積書（様式第3号）は無地封筒に入れ、のり付けをして上中下3箇所に割印をし、表に、公募名称、物件番号、応募者の所在地及び商号を記載すること。

※2 ④販売品目一覧表（様式第4号）及び⑤自動販売機のカatalogは、設置を予定している自動販売機ごとに作成提出すること。

※3 ⑦納税証明書は、下記のことを提出すること。

法人の場合、

- ・県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書
- ・国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類はその3の3）

個人の場合、

- ・県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明書
- ・個人県民税について滞納がないことが確認できる市町長の証明書
- ・国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明書（証明書の種類はその3の2）

※4 ⑧直前1年間の決算書類は、下記のことを提出すること。

法人の場合、貸借対照表、損益計算書

個人の場合、青色申告者…損益計算書、資産負債額調（貸借対照表）

白色申告者…収支内訳書、貸借対照表（様式は任意）

※ ⑤～⑧については写しでも可。また、⑥及び⑦については、発行日から3カ月以内のもの。

(2) 応募申込書等必要書類の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成27年1月26日（月）から平成27年2月20日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

※ この期間に適正な応募申込書等必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも公募に参加することはできません。

- ② 提出場所 上記3の場所に同じ

- ③ 提出方法 持参又は郵便等（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 応募申込書等必要書類の審査

- ① 審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、平成27年2月27日（金）までに通知する。

- ② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、平成27年3月2日（月）までに、下記（4）

③の宛先にFAXにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、センターに対して説明を求めることができる。

- ① 受付期間 平成27年1月26日（月）から平成27年2月20日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時まで

- ② 方 法 「仕様書等に対する質問・回答書（様式第6号）」によりFAXすること。

- ③ 宛 先 地方独立行政法人山口県産業技術センター 経営管理部 総務・人事グループ
FAX （0836）53-5070

- ④ 選考後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選 考

(1) 選考日

平成27年3月10日（火）

(2) 設置予定事業者の決定方法

地方独立行政法人山口県産業技術センター契約事務取扱規程第2条の規定に準じ、センターが予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積をした者を設置予定事業者とする。

設置予定事業者の決定は、物件番号の若い順で行う。なお、「物件番号1」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号2及び3」の設置予定事業者にはなれない。また、「物件番号2」の設置予定事業者に決定した者は、「物件番号3」の設置予定事業者にはなれない。ただし、各物件の応募者がすでに設置予定事業者に決定した者のみの場合は、この限りではない。

また、応募者が1名の場合でも選考を行う。

(3) センターが予定する売上手数料率以上での見積がない場合は、条件等を見直しの上、1年以内を目処に再度の公募を行う。

(4) くじ引きによる決定方法

同率の見積をした者が2者以上あるときは、当該応募者立ち会いのもと、くじにより設置事業者を決定することとする。なお、くじ引きの日時については別途通知する。

(5) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者全員に決定した設置予定事業者名及び売上手数料率を

通知する。また、契約締結後、センターホームページにおいて設置事業者名を公表する。
なお、必要に応じて、決定した設置事業者名及び売上手数料率を公表する場合がある。

7 選考の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- (1) 公募に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 公告および公募説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) F A X又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積書記載の率、氏名、その他必要な事項を確認できない見積
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

8 契約書作成の要否

要

9 契約保証金

免除する。